

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成20年8月12日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成20年8月19日（火）午前10時30分

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室

3 件名

市道内浜中央線道路改良事業（鳥取県米子市彦名町から富益町まで）